

国民健康保険制度の改正内容

1 課税限度額の変更及び新設

109万円 ⇒ 110万円 + 3万円 = 113万円

基礎課税分（医療分） ・ ・ 66万円 ⇒ 67万円

後期高齢者支援金等分 ・ ・ 26万円 （変更なし）

介護納付金分 ・ ・ 17万円 （変更なし）

子ども・子育て支援納付金 ・ ・ 3万円 <新設>

国民健康保険税の課税限度額（※1）については、地方税法施行令で規定されています。

令和8年度税制改正大綱に課税限度額の改正が盛り込まれており、毎年引き上げられていましたが、令和7年度に引き続き引き上げとなります。高額所得者の限度額を増やし、中間所得者の負担緩和を図る狙いがあります。関連する地方税法施行令が令和8年3月末に改正されました。

改正の内容は、令和7年度には、基礎課税分（※2）66万円、後期高齢者支援金等分（※3）26万円、介護納付金分（※4）17万円の合計109万円に設定されていますが、令和8年度には、基礎課税分（医療分）を1万円引き上げて67万円、後期高齢者支援金等分は現行の26万円、介護納付分も現行の17万円で据え置きとし、合計1万円引き上げます。基礎課税分、後期高齢者支援金等分および介護納付金分と合わせて110万円となります。

さらに、令和8年度から施行された子ども・子育て支援納付金（※5）課税限度額を3万円とし、18歳未満被保険者に対する子ども・子育て支援納付金課税額の均等割の10割軽減が新設され、低所得者及び出産被保険者に対する減額において18歳以上の均等割額を追加する改正になります。

※ 1 課税限度額とは、世帯に課税される上限の金額のこと。

※ 2 基礎課税分とは、国保被保険者の医療給付費等に充てられる費用についての保険税で、全ての被保険者が対象。

- ※ 3 後期高齢者支援金分とは、後期高齢者医療制度の被保険者にかかる医療給付費を支援するための保険税で、全ての被保険者が対象。
- ※ 4 介護納付金分とは、国保加入者のうち、40歳以上65歳未満（介護保険の第2号被保険者という。）の介護保険料相当分としてかかる保険税。
- ※ 5 子ども・子育て支援納付金分とは、子どもや子育て世帯を社会全体で支えるため、子育て施策拡充に充てる目的のもので、全ての被保険者が対象。

〔低所得者の世帯に対する軽減〕

1 保険基盤安定制度の拡充

国保税の軽減は、所得に応じて応益分を7割・5割・2割軽減する仕組みです。

今回の保険税軽減拡大は、5割軽減と2割軽減の判定基準が見直されます。

また、低所得者及び出産被保険者に対する減額について、子ども・子育て支援納付金課税額に18歳以上被保険者均等割額が追加されました。

○軽減所得判定の見直し

区 分	基準となる判定所得金額	
均等割と平等割の7割を軽減	改正なし	世帯主と被保険者の軽減判定所得が 43万円 + 10万円 × [給与所得者等の数(※1) - 1]
均等割と平等割の5割を軽減	改正前	世帯主と被保険者の軽減判定所得が43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + <u>30.5万円</u> × 被保険者数(※2)
	改正後 <u>5千円引上げ</u>	世帯主と被保険者の軽減判定所得が43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + <u>31万円</u> × 被保険者数
均等割と平等割の2割を軽減	改正前	世帯主と被保険者の軽減判定所得が43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + <u>56万円</u> × 被保険者数
	改正後 <u>1万円引上げ</u>	世帯主と被保険者の軽減判定所得が43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + <u>57万円</u> × 被保険者数

※1 給与所得者等の数

一定の給与所得者（給与収入55万以上）と公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））公的年金等に係る特別控除（15万円）後は110万円を125万円となるよう読み替え。なお、給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まれない。

※2 被保険者数

同じ世帯の中で、国民健康保険から後期高齢者医療になった者を含む。

○国民健康保険税の軽減額を下表のとおり新設するものです。

＜国民健康保険税の軽減額＞（第23条第1項、第3項関係）

子ども・子育て支援納付金分		7割軽減	5割軽減	2割軽減
	税率			
所得割	0.29%			
均等割	1,200円	840円	600円	240円
18歳以上均等割	100円	70円	50円	20円
平等割	800円	560円	400円	160円
特定世帯	400円	280円	200円	80円
特定継続世帯	600円	420円	300円	120円

特定世帯……国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度に移行することにより国民健康保険の加入者が1人になった世帯のことで、平等割の2分の1が、5年間軽減されます。

特定継続世帯…特定世帯として5年を経過した世帯のことで、平等割の4分の1が、3年間軽減されます。

※ 子ども・子育て支援納付金の均等割額は、被保険者均等割と18歳以上均等割の2種類の合算となります。18歳未満の方は10割軽減となるため、均等割はかかりません。

令和7年度国民健康保険特別会計決算見込

(単位:円、%)

ア 歳入の状況

款	令和7年度決算見込額	構成比	増減率	令和6年度決算額	構成比	比較増減
01 国民健康保険税	939,423,159	25.5	△ 2.0	958,565,374	24.6	△ 19,142,215
02 国庫支出金	15,873,000	0.4	41.5	11,220,000	0.3	4,653,000
04 県支出金	2,348,334,662	63.8	△ 8.4	2,564,343,031	65.9	△ 216,008,369
05 財産収入	0	0.0	△ 100.0	18,536	0.0	△ 18,536
06 繰入金	304,681,117	8.3	△ 12.3	347,405,592	8.9	△ 42,724,475
07 繰越金	58,475,981	1.6	皆増	0	0.0	58,475,981
08 諸収入	15,501,933	0.4	18.2	13,115,818	0.3	2,386,115
09 市債	0	0.0	0.0	0	0.0	0
歳入合計	3,682,289,852	100.0	△ 5.5	3,894,668,351	100.0	△ 212,378,499

(単位:円、%)

イ 歳出の状況

款	令和7年度決算見込額	構成比	増減率	令和6年度決算額	構成比	比較増減
01 総務費	47,739,641	1.4	37.9	34,614,020	0.9	13,125,621
02 保険給付費	2,323,872,503	64.0	△ 6.7	2,492,088,063	65.0	△ 168,215,560
03 国民健康保険事業費納付金	1,208,939,178	33.4	△ 4.0	1,259,123,248	32.8	△ 50,184,070
04 財政安定化基金拠出金	0	0.0	0.0	0	0.0	0
05 保健事業費	33,564,868	0.9	0.2	33,508,607	0.9	56,261
06 基金積立金	0	0.0	△ 100.0	2,350	0.0	△ 2,350
07 公債費	0	0.0	0.0	0	0.0	0
08 諸支出金	10,401,400	0.3	142.3	4,293,589	0.1	6,107,811
09 予備費	0	0.0	0.0	0	0.0	0
10 繰上充用金	0	0.0	△ 100.0	12,562,493	0.3	△ 12,562,493
歳出合計	3,624,517,590	100.0	△ 5.5	3,836,192,370	100.0	△ 211,674,780

歳入 3,682,289,852円 - 歳出 3,624,517,590円 = 57,772,262円・・・令和8年度繰越予定額

令和 8 年度 国民健康保険特別会計当初予算状況

歳入	款	名称	本年度当初予算	前年度当初予算	差 引	対前年度比
			千円	千円	千円	%
	1	国民健康保険税	942,135	934,302	7,833	100.84
	2	国庫支出金	1	1	0	100.00
	4	県支出金	2,657,026	2,641,960	15,066	100.57
	5	財産収入	0	0	0	0.00
	6	繰入金	275,871	285,979	△ 10,108	96.47
	7	繰越金	1	1	0	100.00
	8	諸収入	16,765	20,056	△ 3,291	83.59
	9	市町村債	1	1	0	100.00
		歳入予算総額	3,891,800	3,882,300	9,500	100.24

歳出	款	名称	本年度当初予算	前年度当初予算	差 引	対前年度比
			千円	千円	千円	%
	1	総務費	32,420	39,591	△ 7,171	81.89
	2	保険給付費	2,609,375	2,585,775	23,600	100.91
	3	国民健康保険事業費納付金	1,206,268	1,208,941	△ 2,673	99.78
	4	財政安定化基金拠出金	1	1	0	100.00
	5	保健事業費	38,337	42,247	△ 3,910	90.74
	6	基金積立金	1	0	1	皆増
	7	公債費	1	1	0	100.00
	8	諸支出金	5,207	5,212	△ 5	99.90
	9	予備費	190	532	△ 342	35.71
		歳出予算総額	3,891,800	3,882,300	9,500	100.24

● 第3期データヘルス計画

被保険者の健康増進を目的に、保険者が健康・医療情報を活用し、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施するため、令和6年度から6年間の計画として策定しました。この計画をもとに保健事業を実施し、被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ります。

■ 特定健康診査

「特定健康診査」は、生活習慣病の予防や早期発見のために、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した検査項目での健康診査で生活習慣病の大きな要因となる内臓脂肪のリスクの有無を判定します。

特定健康診査受診率

【第2期データヘルス計画中間評価】

【第3期データヘルス計画】

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施率 (%)	実績	44.9	39.8	43.3	46.8	44.6	44.0	44.4 (暫定)				
	目標値	44.1	44.6	45.1	45.6	46.1	48.8	50.8	52.8	54.8	56.8	58.8

■ 特定保健指導

内臓脂肪の蓄積により高血糖や高血圧、脂質異常のリスク因子が重なり、虚血性心疾患や脳血管疾患等を発症しやすくなります。生活習慣病のリスクが高い方には保健師や管理栄養士等が面接し、生活習慣を改善する行動目標を設定し、ご自身で健康づくりに取り組んでもらうため、約3か月間、電話や面接で実践できるようにサポートします。

特定保健指導終了率

【第2期データヘルス計画】

【第3期データヘルス計画】

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施率 (%)	実績	21.0	17.7	13.6	12.2	15.5	18.5					
	目標値	35.1	41.3	47.5	53.7	60	13.5	14.8	16.1	17.4	18.7	19.9

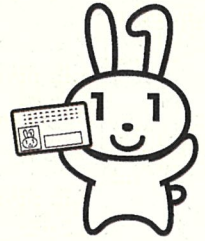
◆ <令和8年度特定健康診査・特定保健指導の予定>

- ① 特定健康診査受診券の発送時期: 令和8年5月25(月)発送予定
有効期限は令和8年10月31日(土)まで
- ② 健診実施期間: 個別健診は6月から10月まで。集団検診は7月から10月の健診実施日。
海南病院とJA 健診センターは指定日。
- ③ 健診結果により医療受診が必要な方は受診勧奨個別通知をします。
特定保健指導の対象者には個別で案内チラシと申込書を郵送します。返信がない方には電話で再勧奨します。

国民健康保険にご加入されている皆様へ

資格情報のお知らせ・資格確認書 についてお知らせします。

マイナ保険証をお持ちの方には
資格情報のお知らせが届きます！



資格情報のお知らせ

資格情報のお知らせ 交付者名：弥富市 保険者番号：230730

あなたの加入する国民健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	番号	12345678	(枝番) 03
氏名	弥富 太郎		
フリガナ	ヤトミ タロウ		
負担割合	***		
有効期日	***		
適用開始年月日	平成18年 4月 1日		
交付年月日	令和 8年 8月 1日		

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、有効期日を記載。（下部の切り取り箇所も同様）
スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナンバーからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。
マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。
（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）

下部を切り取ってご活用いただくこともできます。
（このお知らせのみでは受診できません）

資格情報のお知らせ
交付者名 弥富市 交付者番号 230730
記号 番号 12345678 (枝番) 03
氏名 弥富 太郎 負担割合 *** 有効期日 ***
受診の際はマイナ保険証が必ずお持ちください

- マイナ保険証の利用登録がお済みの方に、医療保険の資格情報を確認できるよう交付される書類です。
- 資格情報のお知らせが届いた方は、**マイナ保険証で医療機関等を受診してください。**

※資格情報のお知らせ単体では受診等できませんが、顔認証付きカードリーダーの不具合など、医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合には、マイナンバーカードとセットで提示することで受診できます。
※70歳未満の方の資格情報のお知らせには原則、有効期限がありません。すでに資格情報のお知らせをお持ちの70歳未満の方には新しく届かない場合があります。



マイナ保険証をお持ちでない方には
資格確認書が届きます！

資格確認書

- マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナ保険証の利用登録がお済みでない方等が、**医療機関等を受診する際に提示する書類**です。
- 有効期限があります。有効期限が切れるときには、申請しなくても自動で新しい資格確認書が送付されます。

愛知県 国民健康保険 資格確認書 有効期限 令和9年 7月31日

記号 番号 12345678 (枝番) 03
氏名 弥富 花子

生年月日 平成18年 4月 1日 性別 女
適用開始年月日 平成18年 4月 1日
交付年月日 令和 8年 8月 1日
世帯主氏名

住所 愛知県弥富市 前ヶ須町南本田 335

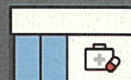
保険者番号 230730
交付者名 弥富市



医療機関・薬局でご提示いただくのは
以下のいずれかです。お手元にあるかをご確認ください。



医療機関・薬局の受付で提示するもの



マイナ保険証



マイナ保険証を
お持ちの方は
マイナ保険証を
ご利用ください

資格確認書をお使いの方も、利用登録いただければ、マイナ保険証の利用が可能です。

資格確認書



マイナ保険証を
お持ちでない方は
資格確認書を
ご利用ください

※従来の健康保険証の有効期限は終了しました



マイナ保険証にはこんなメリットがあります！

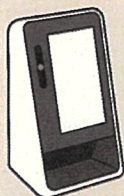
- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される



健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひメリットの多いマイナ保険証のご利用をお願いします！



利用登録は簡単！



マイナ保険証の利用登録をしていない場合も、医療機関・薬局にマイナンバーカードをお持ちいただくと、その場で登録できます。

※ マイナポータルや、セブン銀行ATMからも利用登録が可能です



マイナンバー
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く)

平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナ保険証についてもっと知りたい方はこちら



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

弥富市国民健康保険特別療養費の支給等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険税の滞納世帯に係る特別療養費の取扱いについて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、被保険者間の負担の公平及び国民健康保険財政の安定化を図るため、特別な事情もなく国民健康保険税（以下「保険税」という。）を滞納している世帯主（以下「滞納世帯主」という。）及び当該世帯に属する被保険者（以下「滞納世帯の被保険者」という。）に対する療養の給付又は入院時食事療養費等（入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費をいう。）の支給（以下「療養の給付等」という。）に代えて行う特別療養費の支給その他の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(特別療養費の支給対象)

第2条 滞納している保険税について災害その他政令第28条の6で定める特別の事情があると認められる場合を除き、省令第27条の4の3に規定する期間が経過するまでの間に、省令第27条の4の4の規定による取組を実施してもなお保険税を滞納している次の各号のいずれかに該当する滞納世帯及び滞納世帯の被保険者に対し、療養の給付に代えて特別療養費を支給する。ただし、特別な事情にある者又は原爆一般疾病医療費の支給を受ける者を除く。

- (1) 国民健康保険税の納付の相談、指導（以下「納付相談等」という。）に応じない者
- (2) 納付相談等に応じても滞納を解消するための納付を確約しない者
- (3) 納付相談等において取り決めた納付計画に基づく納付を誠実に履行しない者
- (4) 所得、資産等を勘案して十分な負担能力があると認められる者
- (5) 意図的に差押財産の名義変更を行う等滞納処分を免れようとする者

2 前項の規定にかかわらず、特別療養費の支給対象となる世帯に属する被保険者のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者については、特別療養費の支給対象としない。

(特別療養費支給予告通知等)

第3条 省令第27条の4の4第1項第1号の通知は、国民健康保険特別療養費支給予告通知書(第1号様式。以下「予告通知書」という。)による。

2 市長は、納付に資する取組を通じて、特別な事情にある者又は原爆一般疾病医療費の支給を受ける者であると認めるときは、特別の事情・原爆一般疾病医療費の支給等受給者に関する届出書兼弁明書(第2号様式。以下「弁明書」という。)に、その事実を証する書類を添えて、提出を求めるものとする。

(弁明の機会の付与)

第4条 市長は、前条第1項の規定により予告通知書を送付する場合であつて、滞納世帯主が特別の事情がある者又は原爆一般疾病医療費の支給を受ける者に該当しないと認める場合は、当該滞納世帯主に弁明の機会を付与しなければならない。

2 弁明を行う滞納世帯主は、弁明書を市長が別に定める提出期限までに提出しなければならない。

3 市長は、弁明書の提出があつたときは、速やかに内容を審査するものとする。

(特別療養費支給に係る事前通知等)

第5条 省令第27条の5の3の通知は、特別療養費の支給に係る事前通知書(第3号様式)とする。

2 市長は、弁明書を提出期限までに提出しなかつた者及び弁明書の内容に理由がないと認められる者に前項の通知を行なうものとする。

3 省令第27条の5の2第2項の通知は、国民健康保険資格確認書返還請求通知書(第4号様式)による。

(特別療養費の支給に係る措置の解除)

第6条 市長は、特別療養費の支給に係る措置を受ける滞納世帯主又は滞納世帯の被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、療養の給付等に係る事前通知書(第5号様式)により滞納世帯主にあらかじめ通知したうえで、その措置を解除するものとする。この場合において、当該世帯の被保険者が省令27条の5の2第4項の規定による特別療養費を支給する旨の資格確認書の交付を受けているときは、省令第6条第1項に規定する資格確認書を交付するものとする。

(1) 滞納している保険税を完納したとき。

(2) 滞納している保険税の額を著しく減少させ、かつ、納付計画に基づき滞納している保険税の納付を確実に履行すると認められるとき

(3) 特別の事情があると認められたとき

(4) 滞納者及びその世帯に属する被保険者が、原爆一般疾病医療費の支給を受けることができる者となったとき

(世帯員の異動等)

第7条 市長は、世帯の合併、分離又は世帯主変更等により、世帯員の異動又は世帯構成の変動があったときは、納税義務者である世帯主の状況により、特別療養費の支給に係る措置又は当該措置の解除について判断する。

(保険給付の一時差止の通知)

第8条 市長は、法第63条の2第1項又は同条第2項の規定により、保険給付の全部又は一部の一時差止めをするときは、国民健康保険給付差止通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(保険給付の一時差止の解除)

第9条 市長は、保険給付の一時差止めを受けた滞納世帯主が、法第63条の2第1項又は第2項の規定に該当しなくなったことにより、当該差止めを解除するときは、国民健康保険給付差止解除通知書(第7号様式)により、通知するものとする。

(保険給付の一時差止めからの滞納保険税額の控除)

第10条 省令第32条の5の通知は、国民健康保険給付充当通知書(第8号様式)による。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年2月1日から施行し、令和6年12月2日から適用する。

(弥富市国民健康保険被保険者資格証明書(の交付に関する事務取扱要領)の廃止)

2 弥富市国民健康保険被保険者資格証明書の交付に関する事務取扱要領は廃止する。